

令和元年度における九州地区の景品表示法の運用状況等

令和2年6月19日
公正取引委員会事務総局
九州事務所
消費者庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）の規定に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいる。

令和元年度における九州地区（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の7県）の景品表示法の運用状況等は次のとおりである。

第1 景品表示法違反事件の処理状況

1 概況

景品表示法違反事件については、公正取引委員会事務総局九州事務所（以下「九州事務所」という。）及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反行為者に対して措置命令・課徴金納付命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行うなどしている。

令和元年度における景品表示法の事件処理件数は、措置命令が2件、課徴金納付命令が3件（計3725万円）、指導が10件の計15件であった（令和元年度の主要な処理事件は別紙参照）。

表1 事件処理件数

（単位：件）

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 計	
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
表示事件	3	2	0	3	7	7	10	12
景品事件	0	0			1	3	1	3
合 計	3	2	0	3	8	10	11	15

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局九州事務所取引課

電話 092-431-6031（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/

2 表示事件

令和元年度に処理した表示事件は12件で、事件処理件数全体の大部分（80%）を占めた。

その内訳を延べ数でみると、優良誤認（景品表示法第5条第1号）が8件、有利誤認（景品表示法第5条第2号）が5件であった。

令和元年度において、九州事務所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、①食品の体重の增量効果に係る不当表示及び②食品の白髪が黒髪になる効果に係る不当表示について、消費者庁において措置命令を行った。また、①健康食品の痩身効果に係る不当表示、②食品の白髪が艶のある黒髪となる効果に係る不当表示及び③食品の体重の增量効果に係る不当表示について、消費者庁において課徴金納付命令（計3725万円）を行った。

表2 表示事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 计	
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
優良誤認 (第5条第1号)	2	2	0	3	3	3	5	8
有利誤認 (第5条第2号)	1	0	0	0	3	5	4	5
第5条第3号に基づく告示 (第5条第3号)	0	0			1	0	1	0
合 計 (延べ数)	3	2	0	3	7	8	10	13

（注） 関係法条が2つにわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

3 景品事件

令和元年度に処理した景品事件は3件（事件処理件数全体の20%）であった。

表3 景品事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導		合 计	
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
懸賞景品告示	0	0	1	1	1	1
総付景品告示	0	0	0	2	0	2
合 計	0	0	1	3	1	3

4 事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置（注）

令和元年度に行った指導は9件であった。

（注）平成26年12月に施行された景品表示法の改正法の規定により、事業者は、景品類の提供及び表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならないこととされた。消費者庁は、①事業者が講すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をするとともに、②事業者が講すべき措置を講じていないと認めるときは、必要な措置を講すべき旨の勧告をし、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

第2 景品表示法の普及・啓発活動等

1 景品表示法に関する相談

令和元年度に受け付けた相談件数は256件であった。具体的な相談内容としては、①景品類の提供限度額に関する相談、②食品の表示に関する相談、③商品を販売する際の二重価格表示に関する相談、④商品の効果・性能の表示に関する相談等が挙げられる。

2 景品表示法に関する講師派遣等

大分市（令和2年2月）において、事業者等を対象に、景品表示法の概要及び最近の違反事例等の紹介などを内容とする説明会を開催するとともに、一般消費者を対象に、景品表示法を身近に感じてもらうため、不当表示の違反事例の紹介などを内容とするセミナーを開催した。

また、福岡市で開催された事業者団体等が主催する研修会等に計4回講師を派遣したほか、北九州市に所在する消費者団体等からの依頼に応じ、開催されたセミナーに計2回講師を派遣した。



事業者団体等が開催する研修会の様子

3 関係行政機関との連携

不適切な食品表示に関する監視強化等の観点から、熊本市において開催された「九州地域食品表示監視連絡会」（令和元年9月）に参加した。

また、宮崎市において開催された「消費者行政ブロック会議（九州・沖縄ブロック）」（令和元年11月）及び福岡市において開催された「景品表示法ブロック会議（九州・沖縄ブロック）」（令和元年6月及び11月）に参加し、景品表示法違反事件への厳正な対応等について情報共有を図るなど、九州地区の関係行政機関とも協力して景品表示法の適正な執行に努めた。

令和元年度の主要な処理事件

1 措置命令（優良誤認〔景品表示法第5条第1号〕）

事件名	事件概要
ふるさと和漢堂株式会社に対する件 (元. 6. 28)	<p>ふるさと和漢堂株式会社は、「ドクター・フレマックス」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成29年8月27日から令和元年6月21日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成29年8月27日から平成30年1月23日までの間、「長年のコンプレックスだったガリガリ体型を約2ヶ月で克服！」「太る専用プロテイン！」等と表示するなど、あたかも、食物の栄養素を十分に吸収できない者であっても、本件商品を摂取することにより、約2か月で、外見上身体の変化を認識できるまでの体重の増量効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>【表示例】</p>  <p>（注）本事件の詳細については、 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190628_keihyo.html</p>

事件名	事 件 概 要
株式会社あすなろわかさに対する件 (2.3.17)	<p>株式会社あすなろわかさは、「黒椿」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、令和元年7月4日、同月5日及び同月8日に、自社ウェブサイトにおいて、例えば、本件商品の容器包装及び黒髪の人物の写真と共に、「黒々艶やかな髪本来の美しさを取り戻す 黒椿 —KUROTUBAKI— 黒ゴマ、黒ウコン、亜鉛、ビオチンなどの黒々艶やかな天然成分をたっぷり使ったサプリメントです。あなたの髪本来の、若々しくて美しい黒髪を取り戻します。市販の白髪染めや美容院で染めるのが面倒な方にオススメです。」等と表示するなど、あたかも、本件商品を摂取することで、白髪が黒髪になる効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>【表示例】</p>  <p>通常価格 6,980円 90粒(約1ヶ月分) 初回 720円 1,080円 (税別)</p>  <p>(注) 本事件の詳細については、 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/mar/200317.html</p>

2 課徵金納付命令

事件名	事 件 概 要	課徵金額 (円)
株式会社はぴねすくらぶに対する件 (元. 6. 26)	<p>株式会社はぴねすくらぶは、「酵母と酵素 de さらスルー」と称するカプセル状93粒入りの健康食品（以下「93粒入り」という。）及び「酵母と酵素 de さらスルー」と称するカプセル状42粒入りの健康食品（以下これらを併せて「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、93粒入りについて、平成28年4月1日から平成29年8月3日までの間、「酵素※1 酵母 乳酸菌の発酵パワーでダイエット！」、食事の画像と共に、「食べることが大好きなあなたへ！」、「『酵母と酵素 de さらスルー』は、生きた酵素と酵母、乳酸菌、さらに白キクラゲ由来のエイドライフリーWJをたっぷり配合した新しいダイエットサプリ。」等と記載するなど、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の食事制限をすることなく、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>【表示例】</p>  <p>(注) 本事件の詳細については、 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190626-1.html</p>	1581万

事件名	事 件 概 要	課徴金額 (円)
株式会社アルトルイズムに対する件 (元. 6. 26)	<p>株式会社アルトルイズムは、「黒フサ習慣 ブラックマックスS」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年4月9日から同年10月23日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、黒髪の人物の写真と共に、「白髪染めはしたくない！」「ロマンスグレーはまだ早い！」「艶のある漆黒に憧れる世代の方に!!」及び「さあ！“黒活”をスタートしましょう！」等と記載するなど、あたかも、本件商品を摂取することで、白髪が艶のある黒髪となる効果が得られるかのように示す表示をしていました。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>【表示例】</p> <p>(注) 本事件の詳細については、 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190626-2.html</p>	839万

事件名	事　件　概　要	課徴金額 (円)
ふるさと和漢堂株式会社に対する件 (2.3.6)	<p>ふるさと和漢堂株式会社は、「ドクター・フレマックス」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成29年8月27日から令和元年6月21日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成29年8月27日から平成30年1月23日までの間、「長年のコンプレックスだったガリガリ体型を約2ヶ月で克服！」、「太る専用プロテイン！」等と表示するなど、あたかも、食物の栄養素を十分に吸収できない者であっても、本件商品を摂取することにより、約2か月で、外見上身体の変化を認識できるまでの体重の増量効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>（注）本事件の詳細については、 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/mar/200306.html</p>	1305万

3 主要な指導事件

(1) 表示事件

ア 優良誤認（景品表示法第5条第1号）

事件概要
A社は、食品（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、楽しくてくびれを手に入れた、強力な吸着力で、翌朝どっさり、溜め込まない体のお手伝い等と表示することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分により、排便を促し、痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたが、実際には、当該表示どおりの効果があるとまでは認められないものであった。
B社は、洗剤（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、汚れが全く付着していない状態の洗濯槽のイラストと共に、〇〇△△□□がごっそり落ちる等と表示することにより、あたかも、本件商品を使用することで、洗濯槽の裏側に付着した汚れ等を全て洗浄し、除去ができるかのように示す表示をしていたが、実際には、当該表示どおりの効果があるとまでは認められないものであった。

（注）指導事件については、表示内容等を一部加工して記載（以下同じ。）。

イ 有利誤認（景品表示法第5条第2号）

事件概要
C社は、カラオケ店の施設利用サービス（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、店舗の入口に掲示した看板において、フリータイム お一人様 〇〇円等と表示することにより、あたかも本件役務を看板に表示された金額で提供するかのように表示していたが、実際には、表示された金額に加えて別途料金を徴収していた。
D社は、食品（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、メーカー希望小売価格〇〇円 価格△△円と、実際の販売価格に当該価格を上回るメーカー希望小売価格と称する価額を併記することにより、あたかも、本件商品にはメーカー希望小売価格が設定されており、実際の販売価格が当該メーカー希望小売価格に比して安いかのように表示していたが、実際には、本件商品にはメーカー希望小売価格は設定されていなかった。

(2) 景品事件

ア 懸賞景品告示

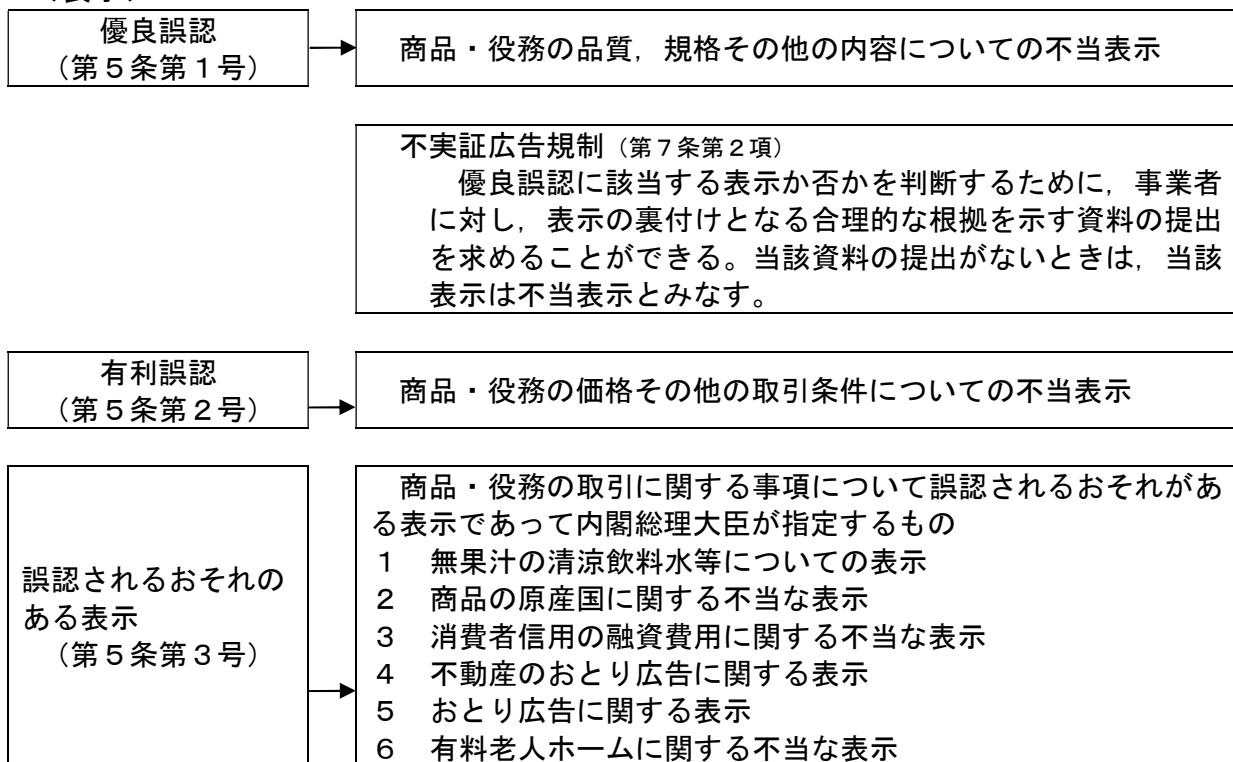
事件概要
E社は、店舗に設置した応募箱から応募した一般消費者を対象に、抽選により、〇〇円相当のゲーム機等を提供することを企画（以下「本件企画」という。）し、これを実施した。
これは、本件企画により提供できる景品類の限度額△△円を超えるものであった。また、本件企画により提供できる景品類の総額■■円を超えるものであった。

イ 総付景品告示

事件概要
F社は、化粧品を購入した者に対して、もれなく、〇〇円相当のバッグ及び化粧品を提供することを企画（以下「本件企画」という。）し、これを実施した。
これは、本件企画により提供できる景品類の限度額△△円を超えるものであった。
G社は、インターネット接続サービスの利用申し込みを行い、アンケートに回答した者に対して、もれなく、〇〇円相当の商品券を提供することを企画（以下「本件企画」という。）し、これを実施した。
これは、本件企画により提供できる景品類の限度額△△円を超えるものであった。

景品表示法による規制の概要

<表示>



<景品>

一般懸賞 (昭和52年告示3号)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">懸賞に係る取引の価額</th><th colspan="2" style="width: 70%;">景品類限度額</th></tr> <tr> <th style="width: 50%;">最高額</th><th style="width: 20%;">総額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円未満</td><td style="text-align: center;">取引の価額の20倍</td><td style="text-align: center;">懸賞に係る売上予定総額の2%</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円以上</td><td style="text-align: center;">10万円</td><td></td></tr> </tbody> </table>			懸賞に係る取引の価額	景品類限度額		最高額	総額	5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上予定総額の2%	5,000円以上	10万円	
懸賞に係る取引の価額	景品類限度額													
	最高額	総額												
5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上予定総額の2%												
5,000円以上	10万円													
共同懸賞 (昭和52年告示3号)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="width: 100%;">景品類限度額</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">最高額</th> <th style="width: 50%;">総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">取引の価額にかかわらず 30万円</td><td style="text-align: center;">懸賞に係る売上 予定総額の3%</td></tr> </tbody> </table>			景品類限度額		最高額	総額	取引の価額にかかわらず 30万円	懸賞に係る売上 予定総額の3%					
景品類限度額														
最高額	総額													
取引の価額にかかわらず 30万円	懸賞に係る売上 予定総額の3%													
総付景品 (昭和52年告示5号)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">取引の価額</th> <th colspan="2" style="width: 50%;">景品類の最高額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,000円未満</td><td colspan="2" style="text-align: center;">200円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000円以上</td><td colspan="2" style="text-align: center;">取引価額の2／10</td></tr> </tbody> </table>			取引の価額	景品類の最高額		1,000円未満	200円		1,000円以上	取引価額の2／10			
取引の価額	景品類の最高額													
1,000円未満	200円													
1,000円以上	取引価額の2／10													
業種別 景品告示 (4業種)	1 新聞業 2 雑誌業 3 不動産業 4 医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業													

○不当景品類及び不当表示防止法（抄）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（景品類の制限及び禁止）

第四条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(課徴金納付命令)

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るもの）を除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2・3 (略)

(事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置)

第二十六条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するため必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2～5 (略)

(指導及び助言)

第二十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第二十八条 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなくて第二十六条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関する関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関する報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関する関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を使用したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抄）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。